

**第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画策定の方向性について****1 男女共同参画推進基本計画とは**

平成11年に成立した「男女共同参画社会基本法」に基づき、国においては、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」を策定し、以後、現行の令和2年12月策定の「第5次男女共同参画基本計画」に至っています。

また、三重県においては、国の男女共同参画基本計画を勘案のうえ、平成14年3月に「三重県男女共同参画基本計画」を策定し、以後、現行の令和3年3月策定の「第3次三重県男女共同参画基本計画」に至っています。

本市においては、平成19年3月に「尾鷲市男女共同参画推進条例」を策定し、同条例第9条の規定に基づき、国及び県の計画を勘案のうえ、平成20年3月に「尾鷲市男女共同参画基本計画」を、そして、平成24年4月に「第2次尾鷲市男女共同参画基本計画」を策定し、性別に関係なく一人ひとりが尊重され、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

しかしながら、「第2次尾鷲市男女共同参画基本計画」の計画期間が令和3年度で終了することから、国の施策動向や社会環境の変化等を踏まえ、本市において男女共同参画社会の実現をさらに推進するため、令和4年度を初年度とする「第3次尾鷲市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

※参考 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

**第13条第1項**

政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

**第14条第1項**

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

**第14条第3項**

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

## 2 第7次尾鷲市総合計画との関係

将来の尾鷲市をどのような「まち」にしていくのか、その指針となる最上位の計画である「第7次尾鷲市総合計画」と「第3次男女共同参画推進基本計画」の計画期間がともに令和4年度を始期とすることから、第7次尾鷲市総合計画」の記載内容との整合を図り、「第3次男女共同参画推進基本計画」を策定します。

なお、「第7次尾鷲市総合計画」に掲げる10年間のまちの将来像は「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」であり、男女共同参画が関連する、「第7次総合計画前期基本計画」の「協働・平等」分野における目指す姿では、「誰もが共に助け合い、誰もが主役で活躍できるまち」を掲げています。

※第7次尾鷲市総合計画前期基本計画の「協働・平等」分野における男女共同参画に関する記載の抜粋

### ◆現状と課題

性別による固定的な役割分担意識は薄れつつあるものの、社会全体における男女の地位については不平等感が残っています。あらゆる分野における男女共同参画を推進していくため、効果的な啓発活動が必要です。また、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会の実現には、性別のみならず、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などに関わらず、誰もが自分らしく生きられるダイバーシティ※社会の視点に立った取り組みが必要です。

### ◆施策分野の目指す姿

誰もが共に助け合い、誰もが主役で活躍できるまちを目指します。

### ◆主要施策

#### ダイバーシティの推進

あらゆる分野における男女共同参画を一層推進していくとともに、ダイバーシティへの理解を広げていくため、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」など関係機関と連携しながら、幅広い年齢層に効果的な啓発を進めていくとともに、社会生活における多様な主体の活躍の場の拡大を推進します。

◆主要事業

事業名	事業内容
男女共同参画推進事業	高校生対象の男女共同参画セミナーをはじめとする各種啓発事業を関係機関と連携し、効果的に推進していくとともに、各種審議会等への女性委員の登用拡大を図ることをはじめとし、多様な主体が活躍できる場の拡大に努めます。

◆目指す姿の達成状況を測る主な指標

指標名	指標の説明と数値設定の考え方	現状値 (2020)	中間値 (2026)	目標値 (2031)
男女共同参画の満足度	「尾鷲市まちづくりアンケート」における「男女共同参画の推進」に関する満足度を点数化したものです。第6次総合計画の目標値3.20を上回ることを目標として、5年ごとに約0.2ポイントの上昇を目指します。	2.88 ポイント	3.10 ポイント	3.30 ポイント
審議会等の女性委員登用率	市の審議会等における女性委員の占める割合を示す数値です。あらゆる分野における女性の参画拡大を図るための指標のひとつとして、中間値は国の第5次男女共同参画基本計画の2025年の目標値「40%以上、60%以下」に合わせ、目標値は男女同数となるよう50%に設定しました。	27.4%	40%	50%

◆市民との協働のために

行政の役割	市民・地域・団体などの役割
●積極的な啓発活動により、あらゆる分野において男女が平等に、また誰もが個性を活かし活躍できるダイバーシティ※の視点に立った環境を整えます。	●誰もが多様性を認めて互いに協力し合い、それぞれの能力が十分に発揮できる地域づくりを推進します。

◆関連計画

第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画

用語解説

※ダイバーシティ：日本語では「多様性」。性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向、性自認などにかかわらず「一人ひとり違った個性や能力を持つ個人として尊重され、誰もが希望を持って日々自分らしく生きられる、誰もが自分の目標に向けて挑戦できる、誰もが能力を発揮し、参画・活躍できる社会」をダイバーシティ社会という。

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）との関係

「第2次尾鷲市男女共同参画推進基本計画」の期間中であった平成27年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立しました。

このことから、現行の「第3次三重県男女共同参画基本計画」では、該当する部分を女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画に位置付けており、それらを勘案した上で、「第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画」では、該当する部分を、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置づけます。

なお、現行計画においても、「雇用の場における男女共同参画の推進」という項目を設定していますが、女性の活躍を推進する内容に見直していきます。

この具体的記載内容について、国では、女性活躍推進法に基づく推進計画である旨を明示した上で、地域の実情に応じて、相談体制、両立支援、職業教育の充実等の取組について盛り込まれることを想定しており、必置事項はないものの、取組の効果を客観的に検証できる具体的な目標設定をすることが望ましいとしております。

※参考 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

#### 第5条第1項

政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

#### 第6条第1項

都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

#### 第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 4 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）との関係

配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律（DV防止法）については従前から定められており、男女共同参画社会の実現を著しく阻害するあらゆる暴力は、決して許されるものではなく、現行計画においても、「あらゆる暴力の根絶」という項目を設定していますが、今回、改めて、「第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画」の該当する部分を、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置づけます。

また、令和元年6月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を

改正する法律」が公布され、労働施策総合推進法、男児雇用機会均等法及び育児・介護休業法が令和2年6月に改正されたことにより、セクハラだけでなくパワハラ、マタハラ（パタハラ・ケアハラ含む。）の企業への防止措置が義務付けられました。なお、現行計画では特にセクハラ防止を謳っていますが、あらゆるハラスメントの防止に関する記述も加えていきます。

※参考 配偶者からの暴力の防止および被害者の保護等に関する法律(平成13年第31号)  
第2条の2第1項

内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

第2条の3第1項

都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

第2条の3第3項

市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

## 5 性の多様性についての理解を進めるための啓発について

国の「第5次男女共同参画基本計画」の基本方針において、男女共同参画社会の実現に向けて「性的指向・性自認（性同一性）に関することについては、現在幅広く議論が行われているところ、こうしたことも含め、多様性を尊重することは当然である」と記載されています。

また、三重県において令和3年4月に施行された「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」では、市町が実施する施策において、性の多様性を認め合うことができるよう努めるとされています。

このことから、第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画では、性の多様性やダイバーシティの視点や考え方も加えていきます。

※参考 性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（令和3年4月）  
第6条

市町は、基本理念にのっとり、市町が実施するそれぞれの施策において、性の多様性を認め合うことができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 6 男女共同参画に関するアンケートについて

現行計画では、市独自のアンケートは実施しておらず、三重県が平成21年に実施した「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」から県全体の結果と、その中の尾鷲地域（尾鷲市と紀北町）の結果を引用して策定に結び付けています。

このことから、本計画を策定するにあたり、市において、市内に在住、通勤をされている方を対象に、男女共同参画や多様性などについての認識や考え方を把握するため、紙及び電子媒体を活用し、アンケート調査を実施しました。

調査内容は、県の結果と比較できるよう、基本的には令和元年度の県調査と同様の項目とし、調査結果については、計画策定に活用していきます。

## 7 第3次三重県男女共同参画基本計画との整合性及び他市町の計画との比較

「第3次尾鷲市男女共同参画推進基本計画」にあたっては、法に定めのあるとおり、国及び県の計画を勘案して定めることとなっていることから、県の計画の重点事項に沿った内容とするとともに、他市町の計画の動向も踏まえ、本市の計画を策定していきます。

※斜体文字が県の重点事項

### **重点事項1** あらゆる分野における女性活躍の推進

*雇用等の分野に加え、自営業の場や地域において、女性がその個性と能力を發揮し、自分らしく生きることができるよう、環境の整備等に取り組みます。*

→現行計画において、「基本目標2 男女が互いに認め合う社会環境づくり」の中において「雇用の場における男女共同参画の推進」を掲げていますが、あらゆる分野において女性の活躍を推進していく内容にし、上記の3にも関連しますが、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画に位置付けます。

### **重点事項2** 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

*国の「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」との目標をふまえ、県の政策・方針決定過程への女性の参画を推進します。*

→現行計画において、基本目標2 「男女が互いに認め合う社会環境づくり」の中で、「市における男女共同参画の推進」として、「審議会委員等への女性登用の拡大」や「管理職への女性登用の拡大」、また、「政策・方針決定における男女平等政策の推進」を掲げています。

**重点事項3 男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する社会の理解に向けた取組の促進**

男女共同参画および多様な性的指向・性自認に関する理解が広がり、社会全体で取組が進むよう、意識の普及や教育等の取組を推進します。また、LGBT当事者等への相談対応等の支援を行います。

→上記の5にも関連しますが、現行計画には性の多様性やダイバーシティの視点や考え方といった項目がないため、今回新たに追加していきます。

**重点事項4 女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動の推進**

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図るとともに、避難所運営等の防災・減災活動において女性をはじめ多様な人々の視点が反映されるよう取り組みます。

→現行計画において、基本目標2「男女が互いに認め合う社会環境づくり」の中で、「防災対策における男女共同参画の推進」を掲げています。

**重点事項5 男女共同参画を阻害する暴力に対する取組**

配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力をはじめとするあらゆる暴力等を許さないという意識の浸透を図るとともに、被害者等への相談・支援体制の充実を図ります。

→現行計画において、「基本目標1 男女共同参画に向けての意識づくり」の中で「あらゆる暴力の根絶」を掲げています。ハラスメントについては、特にセクハラを掲げていますが、上記の4にもある通り、あらゆるハラスメントの防止に関する記述も加えた上で、DV防止法に基づく市町村基本計画に位置づけます。

以上のように、現行計画においては、「第3次三重県男女共同参画基本計画」が位置づける重点事項に沿った内容もあり、別紙の比較表にあるとおり、近年で改訂された他市町の同様の計画と比較しても、逸脱した内容ではないと考えます。

このことから「第3次尾鷲市男女共同参画基本計画」については、基本的には、現行計画の流れを踏襲しつつ、上記2～7に示した内容を加えた上で見直しを行います。

また、現行計画では、数値目標を設定しておらず、PDCAによる進捗管理や評価をすることが困難であることから、「第3次尾鷲市男女共同参画基本計画」については、定量的または定性的な数値目標を設定していきます。